

制限付一般競争入札（電子入札）告示

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 並びに小金井市契約事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 6 号）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

小金井市長 白 井 亨

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事件名 小金井市立小金井第一小学校校舎改築等工事（建築工事）
- (2) 工事場所 小金井市本町一丁目 1 番 6 号
- (3) 工事概要 本工事は、新校舎建設工事、敷地南側外構整備工事及び既存体育館改修工事である（既存校舎を使用しながらの工事となる。）。

ア 新校舎建設工事

- ・敷地面積： 1 1 , 4 3 7 . 9 0 m<sup>2</sup>
- ・建築面積： 2 , 2 2 8 . 7 5 m<sup>2</sup>
- ・延べ面積： 7 , 9 9 6 . 8 3 m<sup>2</sup>
- ・構 造：鉄筋コンクリート造 地上 4 階
- ・最高高さ： 2 0 . 9 8 m

イ 敷地南側外構整備工事

ウ 既存体育館改修工事

- (4) 工 期 契約確定日の翌日から令和 1 0 年（2 0 2 8 年）6 月 3 0 日まで  
また、新校舎については令和 1 0 年 5 月 3 1 日までに引渡しを行うものとする。

なお、新校舎への引越し等を行うため、引渡し前に建築基準法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 条の 6 による仮使用認定を受けられるようにすること。

- (5) 予定価格 ￥ 3 , 4 5 1 , 9 5 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）

- (6) 支払条件 前払金（契約金額の 1 / 10 以内）及び部分払あり、完了払
- 市は工事の建設等に係る対価について、毎年度の出来高に応じて支払うものとする。
- なお、令和 8 年度及び令和 9 年度については、年度中間においても、部分払ができるものとする。
- (7) 本工事は、価格以外の要素（技術力・社会性等の評価等）と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
- (8) 本工事は、単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札の適用工事である。
- (9) 紙又は電子契約も可能とする。

## 2 制限付一般競争入札に参加できる単独企業又は特定建設工事共同企業体の代表者の資格要件

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の登録申請が承認されている者の中で、小金井市に申請し、建築工事に業種登録を行っている者
- (2) 東京都内に本店・支店又は営業所を有し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者であり、建築工事業に係る特定建設業許可を有すること。
- (3) 建築工事の共同格付け A ランクで、建築工事の経営規模等評価結果（経営事項審査結果）の総合評定値（総合評点）が 800 点以上であること。
- (4) 小金井市において、告示日又は開札日に指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。以下同じ。）にないこと。

## 3 競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の構成員の資格要件

- (1) 電子調達サービスの登録申請が承認されている者の中で、小金井市に申請し、建築工事に業種登録を行っている者
- (2) 東京都内に本店・支店又は営業所を有すること。

- (3) 建築工事の共同格付けCランク以上で、建築工事の経営規模等評価結果（経営事項審査結果）の総合評価値（総合評点）が700点以上であること。
- (4) 小金井市において、告示日又は開札日に指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 経営不振の状態にないこと。

#### 4 特定建設工事共同企業体の資格要件

- (1) 自主的に結成された特定建設工事共同企業体であること。
- (2) 構成員間において、特定建設工事共同企業体協定書により協定を締結していること。
- (3) 構成員は、2者又は3者であること。
- (4) 代表者における出資比率は、構成員のうち最大であること。
- (5) 共同企業体が、2者で構成される場合は構成員の最小の出資比率は30パーセント以上とし、3者で構成される場合は構成員の最小の出資比率は15パーセント以上であること。
- (6) 構成員は、本工事における他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- (7) 特定建設工事共同企業体について、定めがないことについては共同企業体運用準則（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号）によるものとする。

#### 5 総合評価に関する事項

##### (1) 落札者の決定方法

ア 次の算式により算出した総合評価点の最も高いものを落札者とする。ただし、小金井市総合評価方式実施ガイドライン「4 低入札価格調査及び失格基準」に基づき、調査基準価格を下回ったものを失格とする場合がある。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

イ 同じ総合評価点のものが2者以上ある場合は、技術評価点が高い者を落札者として選考し、それでも順位が決定しない場合には、電子調達サービスのシステムによるくじで落札者を決定する。

##### (2) 価格評価点の算出方法

価格評価点は、次の算式により算出する。

価格評価点＝100点×（1－入札価格/予定価格）とし、小数点以下第3位四捨五入し、小数点第2位まで算定する。

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

### (3) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札者の提出する「簡易な施工計画」、「企業の技術力及び企業の社会性、信頼性」及び「その他」に係る技術提案書資料により落札者決定基準に基づき次の算式により算出する。

技術点＝企業に技術力及び企業の信頼性・社会性の評価の合計（素点 満点 46 点）× 25 ÷ 46 とし、小数点以下第 3 位四捨五入し、小数点第 2 位まで算定する。

### (4) 同種工事、同規模工事の区分

同種工事については、令和 2 年 4 月 1 日以降に完了した、官公庁発注の建築工事 1 億円以上（消費税及び地方消費税抜き）とする。

同規模工事については、令和 2 年 4 月 1 日以降に完了した、官公庁発注の建築工事延べ床面積 5, 000 m<sup>2</sup>以上の新築、増築、改築工事とする。

### (5) 評価内容の担保

実際の整備工事に際しては、技術要素審査時に提出した資料を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により技術提案を満たす施工が行われない場合は、是正を行う。是正が困難又は合理的でない場合は、工事成績の減点、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

なお、施工状況が特に悪質と認められる場合は、小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

## 6 申請期間

令和 7 年 10 月 23 日（木）から令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 4 時まで

## 7 申請方法及び提出書類

- (1) 電子調達サービスの希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。
- (2) 本工事は、特定建設工事共同企業体が申請可能な工事であるが、電子調達サービス上、「JV 案件」としてではなく「単体案件」として登録しているため、共同企業体として参加を希望する場合は、電子調達サービスの希望申請及び電子入札の手続においては、特定建設工事共同企業体の代表者の認証で行うこと。

この場合において、特定建設工事共同企業体の代表者は、電子調達サービスの希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。

(3) その他の提出書類

次のア及びイに掲げる書類を小金井市総務部管財課契約係宛てに提出すること。

なお、アは市に持参、イは電子調達サービスの申請書送付時にデータを添付して送付をすること。

ア 特定建設工事共同企業体協定書類一式（※単体企業での参加の場合は不要）

イ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出先等

ア 提出先 小金井市総務部管財課契約係

イ 電話番号 042（387）9814

ウ メールアドレス s020499@koganei-shi.jp

エ 提出期限 令和7年11月12日（水）午後4時まで

なお、内容に不明な点がある場合は他の書類の提出を求めることがある。

8 審査結果通知

入札参加の有無については、令和7年11月20日（木）に電子調達サービスにより「入札参加資格確認結果通知書」で通知する。

9 入札書類等の質疑等

入札書類等についての質問及び回答は、以下のとおり行う。

質疑書は、電子調達サービスのお知らせ情報からダウンロードすること。

なお、質疑に対する回答は、設計図書と同等に取り扱うものとする。

(1) 第1回

質問は電子メールにより受付け、回答は市のホームページ（入札・契約情報告示）で公表する。質疑書には、電子調達サービスの受付番号、メールアドレスを記載し、送信後、電話にて受信確認を行うこと。

ア 提出先 小金井市総務部管財課契約係

イ 電話番号 042（387）9814

ウ メールアドレス s020499@koganei-shi.jp

エ 質問提出期限 令和7年10月29日（水）午後4時まで

オ 質問回答日 令和 7 年 1 1 月 5 日（水）

(2) 第 2 回

ア 質問及び回答は、電子調達サービスにより行う。

イ 質問提出期限 令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木）午後 4 時まで

ウ 質問回答日 令和 7 年 1 2 月 3 日（水）

10 入札・技術提案書提出期限 令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 4 時まで

11 技術提案書の作成について

- (1) 入札者は、技術提案書を作成し、令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 4 時までに持参して提出しなければならない。

提出先 小金井市総務部管財課契約係

- (2) 技術提案書は、正本 1 部、副本 1 0 部及び内容を記録したデータ（C D - R 等）一式を提出すること。なお、副本のうち 2 部は入札者名が分かる体裁とし、8 部は入札者名が分からない体裁とすること。

- (3) 設計図書等は、以下のものとする。

設計図書等については、市にて入札参加希望者に直接提供する。

提供を希望する者は、別記様式集様式 5 を作成し、令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水）午後 4 時までに市に持参して、提出しなければならない。

なお、様式 5 は、電子調達サービスの発注案件情報からダウンロードすること。

提出先 小金井市総務部管財課契約係

ア 現場説明事項

イ 特記仕様書

ウ 設計図面（建築・機械・電気）

エ 内訳書（金抜き）

- (4) 技術提案書は、記載の工事内容について、別記様式集（A 4 判サイズ・文字サイズ 1 0 . 5 ポイント以上）に作成し、技術的所見を述べること。
- (5) 技術提案書に含まれるべき項目は、落札者決定基準表 1 のとおりとする。
- (6) 技術提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 市は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。
- (8) 市は、提出された技術提案書を技術評価以外に提出者に無断で使用しないもの

とする。

- (9) 提出された技術提案書は、返却しないものとする。
- (10) 落札者の提出した技術提案書の内容については、採用した理由の説明を求められた場合に他者と比べ優位な点を公表する場合がある。
- (11) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (12) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された技術提案書を無効とする。

## 12 入札手続等

- (1) 入札の手続については、特に指定がある場合を除き電子調達サービスを利用して行う。電子調達サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望額の  $110$  分の  $100$  に相当する金額を入力すること（消費税及び地方消費税を除いた金額を入力すること。）。
- (3) 入札に際しては、積算内訳書のデータを添付すること。
- (4) 入札の回数は、1 回とする。
- (5) 入札保証金は、免除とする。
- (6) 小金井市契約事務規則第 21 条において無効と定める入札は、これを無効とする。
- (7) 入札参加者が 1 者に満たない場合は、入札を中止する。
- (8) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の規定に抵触する行為を行ったおそれがあるとき等、公正な入札の確保が困難であると認められるとき、又はその他やむを得ない事由が認められるときは、入札を中止することがある。

## 13 入札参加資格の喪失

入札参加資格を得た者が入札日までに当該案件の参加資格要件を欠くことになったとき、又は参加申請書の内容に虚偽の記載事項があったときは、入札に参加できないこととする。

## 14 開札日時等

- (1) 開札日時 令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 2 時
- (2) 場 所 電子調達サービス

## 15 契約保証金

落札者は、小金井市契約事務規則第47条に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上を納付する。

- (1) 小金井市契約事務規則第47条第2項第1号の規定に基づく履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金の納付は、小金井市契約事務規則第48条各項に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

## 16 契約の締結

本工事契約は、議会の議決を必要とするため落札者決定後速やかに仮契約の締結を行う。

なお、別に関連工事として電気設備工事及び機械設備工事に分離して発注するため、令和7年小金井市告示第216号の電気設備工事及び小金井市告示第217号の機械設備工事の契約が小金井市議会において可決後、小金井市指定の工事請負契約書により、本契約を締結する。

ただし、小金井市議会において可決されなかった場合及び関連工事について本契約まで締結が至らなかった場合は、入札中止とし、本工事契約を締結しないものとする。

## 17 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) 非落札理由について説明を求められたときは、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して15日（閉庁日を除く。）以内に回答する。

## 18 その他

- (1) 小金井市総合評価方式実施ガイドラインに基づき、落札者を決定した場合は、契約後速やかに、落札者名、入札者の入札価格及び入札者の評価の状況（技術評価点、価格評価点、総合評価点）を公表する。
- (2) 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、建設業法そ

の他関係法令を遵守すること。